

## 建材トップランナー制度の対象となる 硬質ウレタンフォーム断熱材（ボード品）の選定について（案）

### 1. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の条件

省エネ法第149条において熱損失防止建築材料は「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料」と定義されている。

また、特定熱損失防止建築材料は、省エネ法第150条第1項に基づき、以下の3点の全てを満たすものである必要がある。

- ①我が国において、大量に使用される熱損失防止建築材料であること。
- ②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであること。
- ③熱損失防止性能の向上を図ることが特に必要なものであること（例えば、熱損失防止性能の改善余地、社会的要請等を有すること等）。

硬質ウレタンフォーム断熱材については、我が国において一定のシェアを有しており、熱の損失が相当程度発生する壁や床の断熱材として現に用いられ、熱損失防止性能の改善が望まれるため、上記要件に全て合致している。

### 2. 建材トップランナー制度の対象となる硬質ウレタンフォーム断熱材の選定

1. を踏まえ、外壁、窓等を構成する建築材料として、硬質ウレタンフォーム断熱材を建材トップランナー制度の対象となるものとして定めることを目指すこととしている。

なお、硬質ウレタンフォーム断熱材のうち、現場吹付け品については、平成29年10月12日に「吹付け硬質ウレタンフォームの熱の損失の防止のための性能の向上等に関するガイドライン」を公表し、建材トップランナー制度に準じた制度として定めているため、今般は、硬質ウレタンフォーム（ボード品）について詳細の制度設計を行うこととしたい。